

茨城県
令和5年度

指定難病受給者証 更新手続きが始まりました

患者さんと同じ健康保険にご加入で、支給認定基準世帯員に該当する方に市町村民税未申告の方はいませんか？

市町村民税未申告の方は、急ぎ市町村の窓口で市民税・県民税の申告手続きをしてください。

そのうえで、その方の市町村民税（非）課税証明書を管轄の保健所にご提出ください。

支給認定基準世帯員全員の市町村民税が確認できない場合



自己負担上限額が
30,000 円

になってしまいます！

なお、ここで言う「未申告の方」は、
専業主婦（夫）の方、学生の方（中学生以下除く）、
ご自身が支給認定基準世帯員で、令和4年1月1日～12月31日
に無収入だった場合等を指します。

詳しくは「更新手続きのご案内」の4～5ページを
ご参照いただくか、管轄の保健所窓口にご相談ください。

